

障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（日中一時支援） 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域生活支援事業に基づく日中一時支援事業（以下「日中一時支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日中一時支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から運営方針を次のとおりとする。

（1）基本方針

利用者が住み慣れた地域社会において、生活が継続できるよう適切な支援を行い、個々の思い・考えを尊重し、それぞれのニーズに即した安心且つ安全な支援の提供を行う。

（2）自立支援

利用者の心身の状況に応じて、自立している機能低下を防止し、利用者の考え方生活様式に関する好み等を尊重しながら、自分の能力を発揮できるよう支援を行う。

（3）日常生活の充実

利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりが責任ある個人として自分の生き方を自分で考え、社会生活力を高められるよう適切な支援を行うことで、障害者の居宅における日常生活の充実を図る。

（4）家庭支援

利用者やその家族との十分なコミュニケーションを通じ、その意向や家庭環境を踏まえた支援を行い、家庭介護の軽減と継続して居宅生活を送ることができるよう各種サービスの提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原
- （2）所在地 千葉県船橋市藤原8丁目17番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。な

お、(4)、(5)、(6)の総数は、厚生労働省の定める基準を下回らない範囲とする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 2名以上(1名以上は常勤)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、日中一時支援サービス計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 医師 1名以上

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(5) 生活支援員 23名以上(常勤換算)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画ならびに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。(配置が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を機能訓練指導員として配置するものとする。)

(7) 栄養士 1名以上(1名以上は常勤)

栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、利用者に対する栄養指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(通常の事業の実施範囲)

第6条 通常のサービスの実施地域は船橋市全域および鎌ヶ谷市、市川市の一部とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用定員)

第7条 日中一時支援の利用定員は、障害者支援施設(短期入所事業)の併設型として短期入所の利用定員の範囲とする。

(日中一時支援を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 障害児（18歳未満の者）

（日中一時支援の内容）

第9条 事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談援助
- (2) 食事の提供
- (3) 日常生活に関わる支援
- (4) 健康管理

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 日中一時支援を提供した際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、次の各号に掲げる費用を受けられるものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用
 - (ア) 朝食 1食につき413円
 - (イ) 昼食 1食につき581円
 - (ウ) 夕食 1食につき580円
- (2) 光熱水費（入浴に係る費用） 200円
- (3) 日用品費の実費
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

2 事業所は、代理受領を行わない場合は利用者から地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の額の支払いを受けられるものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（日中一時支援利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、他の利用者等が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- (2) 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- (3) その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、利用契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者等に説明するものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知す

るものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 3 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関し、市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは日中一時支援事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条(昭和26年法律第45号)に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第17条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等又はその家族の同意を得ておく。

(緊急時等における対応)

第18条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第20条 事業所は、サービスの実施地域を勘案し、利用申込者に対して自ら適切なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適当な他の障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況等の把握)

第21条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者との連携)

第22条 事業所は、サービスを提供する際は、他の障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者等を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者等を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(掲示)

第25条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 事業計画に基づき実施

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 この規程及び「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(令和5年6月30日船橋市条例第24号)に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

令和	3年	11月	16日	一部改正
令和	4年	4月	1日	一部改正
令和	6年	3月	1日	一部改正
令和	7年	12月	1日	一部改正